

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会
広島市中区堺町1-2-9-203 広島県被団協
事務局 高東征二

Tel 082-296-0040 (月~金10:00~17:00)
Fax 082-503-2755
E-mail h-k-hidankyo@lime.ocn.ne.jp

被爆地域の実質的な拡大と 非人道的な核兵器の 廃絶を訴える

「黒い雨」の会は、これまで37年間運動を続けてきました

●原爆投下後に降った放射性降下物を含む「黒い雨」は、多くの人に健康被害をもたらしました。●県と広島市は、2008年に「黒い雨」降雨地域に関する大規模な調査を実施。その結果にもとづき、県と広島市および周辺自治体は10年7月、対象区域を約6倍に広げるよう国に要望しました。●にもかかわらず、国は2012年7月、科学的・合理的な根拠がないとして要望を拒否。その後、県や広島市は、被爆者健康手帳などの交付申請を却下しました。●国の非科学的・不合理な態度は違法だと、その却下処分を取り消すよう求めています。

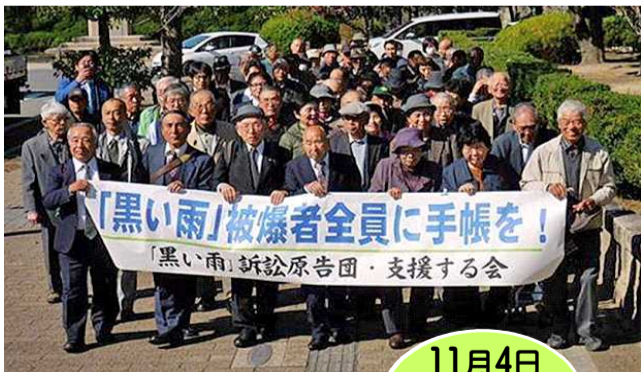


原爆「黒い雨」訴訟を支援する会発足

10月24日
支援する会
発足

結成総会で、「広島県『黒い雨』原爆被害者の会連絡協議会」の高野正明会長(77)は当初約20人だった原告団が60人余に増えたと報告。「私たちは司法の場で闘うしかない。力強い団体に発展できるようにお願いします」と支援を呼びかけました。高野さんが原告団の団長に選ばれました。

総会には、県原爆被害者団体協議会(佐久間邦彦理事長)の役員、被爆者、被爆者支援広島ネットワークの青木克明代表世話人、広島市立大の湯浅正恵教授ら約80人が集まりました。



広島地裁へ提訴

11月4日
広島地裁へ
提訴

県と広島市に被爆者健康手帳などの交付を求めて広島地裁へ提訴しました。

「原告団」と「支援する会」が提訴後に開いた報告集会には約90人が参加し、原告団の高野正明団長は「黒い雨の会の運動を始めて37年目にして、訴訟を立ち上げた。必ず勝訴を勝ち取る」と決意表明。弁護団の廣島敦隆団長は「この訴訟は、核兵器の廃絶を求める目標とともに、戦争法に反対するという大きな意義がある」と報告しました。

引き続き大きなご支援を

原爆「黒い雨」訴訟原告団長 高野正明

昨年、訴訟準備、支援する会の結成、提訴、第1回口頭弁論などが秋から年末に集中しましたが、皆様の多大なご支援・ご協力でも、どれも成功裏にとりくむことができませんでした。改めてお礼を申し上げます。

加されて、8名の強力弁護団の編成で昨年11月6日に広島地裁に提訴することができました。そして、支援する会結成総会と訴状提出行動には80名、第1回の口頭弁論には117名の方が参加していただき、盛り上げていただきました。



<第1回口頭弁論報告集会> 感想を語る高野原告団長

12月9日
第1回
口頭弁論

広島地裁

末永雅之
裁判長

で第1回口頭弁論

高野正明原告団長と廣島敦隆弁護団長が意見陳述し、原告が高齢なので裁判を迅速に進行するよう要望。竹森雅泰弁護団事務局長は「本訴訟の目的は、被爆地域の実質的な拡大と同時に、非人道的な核兵器の廃絶を全世界に訴えることにある」と述べました。

被告の県と市は請求棄却を求め、「訴状の認否を県と市だけで判断することは難しいので、国が訴訟に参加する指定代理人の手續を経て、正式に国が関与する3月下旬に認否したい」と答弁。末永裁判長は「次回期日を2月15日に指定します。被告は少なくとも訴状の認否をす

るように」と求めました。弁論後に報告集会を開き、原告42人と支援者75人が参加しました。高野原告団長は「県と市が次回期日について3月と言っていたのを、裁判長が2月に早めてくれたことが心強かった」と語りました。

予定 第2回口頭弁論
2月15日(月) 11:00~

この裁判を通じ、被爆地域の実質的な拡大と、被爆者に生じやすいことのできない傷跡と後遺症を残した不安の中の生活をもちた非人道的な核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和を訴えていく決意です。

訴状の中身

弁護士 竹森雅泰

本件は、64名の原告が、広島県知事及び広島市長がした被爆者健康手帳と第1種健康診断受診者証の交付申請却下処分を取消し、これらの交付を求める裁判です。

受診者証の交付は「大雨地域」にいたことが条件となっており、64名は皆「地域外」として却下されましたが、「地域外」であっても「黒い雨」が降り、健康被害を受けました。降った雨が大雨であれ小雨であれ、「黒い雨」被爆者が原爆投下を契機として生じた放射性物質により被曝する危険があったことは明らかです。このような

被爆者に健康診断を受診させて健康管理を行い、放射線による健康不安を取り除くことが受診者証の交付を認めた制度の趣旨です。現行の地域指定は狭きに過ぎ、「黒い雨」被爆者間で著しい不平等を招来しており、地域指定は違法・無効といわざるを得ません。「黒い雨」降雨地域にいた64名には、受診者証の交付が認められるべきです。

また、受診者証のみならず、被爆者健康手帳の交付も認められるべきです。直爆でも入市でもない「黒い雨」被爆者については、被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」にあたるか否かが問題になります。被爆者援護法の制度の根底に実質的に国家補償の配慮があることや、放射線の身体に対する影響が完全には解明されていないことを踏まえて、被爆者に対する健康管理を十分に行つて、被爆者の不安を一掃し被爆者の障害を予防・軽減するために被爆者健康手帳の制度があることを考えると、最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情があるか否かという観点から判断されるべきです。「黒い雨」被爆者も、端的に言えば、この規定に該当すると考えるべきなのです。



弁護団長 広島敦隆



弁護士 足立修一



弁護士 池上 忍



弁護士 竹森雅泰
弁護団事務局長



弁護士 端野 真



弁護士 橋本貴司



弁護士 松岡幸輝



弁護士 佐々井真吾

弁護団 現地視察記 あいさつに代えて

弁護団長 広島敦隆

昨年12月20日、午前9時から夕方7時まで現地視察を行いました。弁護団8人全員が参加。車でポイントとなる地点に行き、そこで黒い雨体験者から話をうかがいました。-----

70年前にあったことについて、現地に行き意味があるのかという懸念が少しあったが、やはり「百聞は一見にしかず」。原告の体験したことが真実であることを実感しました。

1 現地の環境が70年の間に基本的に変っていないこと。

広島市郊外の低山に囲まれ、点在する集落に学校や寺がある。豊かな自然の中で、子どもたちが伸び伸び遊んでいたであろうと思った。

2 原告の体験は、個人的な体験というより、集団的体験で、原告の中には、同じ国民学校生などの集団的体験をしている。また、近隣に親戚のいる人も多く地域共同体験といえる。

3 白いブラウスが真っ黒になって洗っても色がおちなかつたなど、説明された内容が共通の体験が多い。

4 そして、説明される原告の表情や話し方に個性があり真摯な証言と感じた。また、弁護団に対する期待も大きいものだった。

すぐ立証に役立つといった速効性はないけれど弁護団員一人ひとりがこの「黒い雨訴訟」に、より熱意をもってとりくむエネルギー源にはなることは確かである。



船場は高い山に囲まれた谷あいの集落（パノラマ写真）

● 倉三さん
隣のおじさんと河原で焼け焦げた紙が飛んでくる様子を見ていました。字が白く浮きで面白く、次々に拾い

● 竹子さん
天狗岳の上から焼け焦げた紙や領収書などがたくさん飛んできました。5年生の時、脊髄カリエスになり学校を休んで通院しました。中学校を卒業し結婚するまでこの船場作業を手伝いました。

● 博明さん
父親は南方で戦死、船場でお祖父さんに育てられました。あの日学校から、兵隊の服の生地にするムシヨウ（イラクサ科）を採りに行っていました。キノコ雲が湧いてきて焼け焦げた物が飛ぶ中を家に帰りました。しばらくして雨が降り始め、粘っこい黒い雨でシャツの汚れは取れませんでした。20年前か

ら前立腺肥大に、3年前に肺炎になり、今は甲狀腺がおかしいと言われ診てもらっています。一緒にムシヨウを採りに行ったがみんなは亡くなったたり病気で苦しんでいます。

● 竹子さんは、「ここは『カガツの底』で空気の入れ替えがなく、放射性物質が淀み口から吸い込み内部被曝を起したと聞いたけど科学的に明らかして欲しい」と語りました。

3人は口をそろえて言います。国は納得できる線引きをしていない。現地の人の話も聞

告になりました。

いっていないし、被災者がどんなに苦しんでいるかも調査していない。多くの人が自分の責任だとあきらめて死んでいった。その人達の事を思うと黙っておくことはできないと原告になりました。

復興に向けた除染による放射性廃棄物は、県内いたる所に山積みされ、あるいは校庭や家庭の庭に埋められています。人々はそのそばで暮らしています。事故前は1キログラム当たり100ベクレル以下だった一般焼却炉での放射性物質の焼却は事故後8000ベクレルまでOKとなり燃やされています。8000ベクレル以上の放射性ゴミを減容化するた

め、仮設焼却炉が次々と建設され、環境影響評価も十分でないままに焼却されています。

子どもをターゲットにした新たな放射能安全神話、被曝への警戒心や健康不安への言葉を封じ込めています。事故当時18歳以下の子どもの小児甲狀腺癌は多発と認められていますが、原発事故との関連は考えにくいとして、必要な疫学調査や、詳細な健康診断がなされようとはしません。

子どもたちの健康被害に対する、制度化された予防措置もありません。私たちは心に大きな心配を抱えながら、それを口に出すことができない雰囲気になっていきます。

皆さんの起こされた裁判は、低線量被曝の健康被害についての、福島にとっても大変重要な裁判だと思えます。私は、事故の刑事責任を問う告訴を行ってききましたが、事故から5年経つてようやく刑事裁判が開かれることになりました。お互いに力を合わせて、核の脅威からあらゆる命を守るために共に闘っていきましょう。



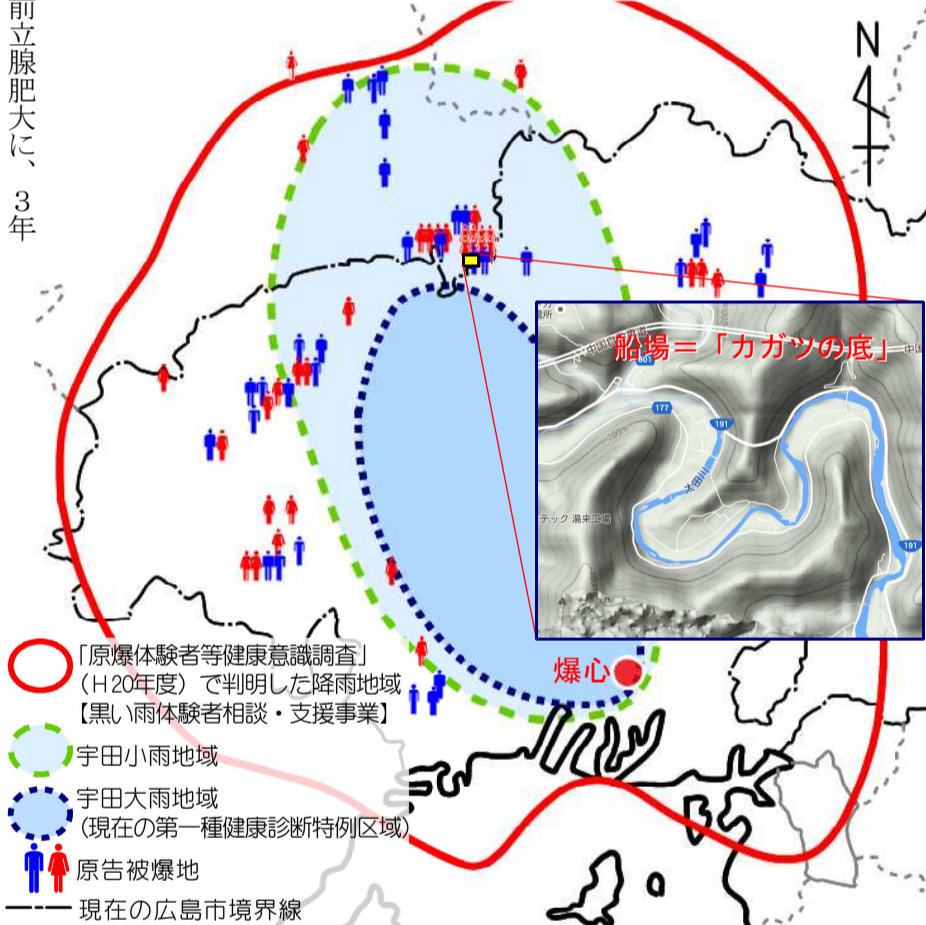
体験インタビュー

安芸太田町船場は、中国山地の切り立った山あいを蛇行して流れる太田川に沿った谷合の集落です。高い山に囲まれすり鉢の底に似ているので「カガツの底」と言われています。この集落の出身者10人が「黒い雨」訴訟の原告に加わりました。12月の小春日和に現地の「安野花の駅公園」で、3人から当時の体験をうかがいました。

「カガツの底」の被爆者

▼下の地形図参照

「黒い雨」降雨地域図&原告被爆地



応援メッセージ

福島から

核の脅威からあらゆる命を守るために



福島原発訴訟団 団長 武藤類子

「黒い雨」裁判を提訴された皆さまの勇気を尊敬し、同じ核の被害にあった者として心からの声援をおくりします。

福島県は、今帰還と復興の大きな波に呑み込まれています。国は放射線量がまだ十分下がりきらない地域の避難指定を解除し、避難者の借り上げ住宅制度の廃止や賠償の打ち切りを、当事者の声を十分に聴かぬままに決めています。

しかし原発事故は、終わってはいません。原発サイト内では、溶け落ちた核燃料がどこにあるかも分からず、汚染水の問題は日々深刻化しています。今も毎日、空へ海へ放射性物質は放出されています。

復興に向けた除染による放射性廃棄物は、県内いたる所に山積みされ、あるいは校庭や家庭の庭に埋められています。人々はそのそばで暮らしています。事故前は1キログラム当たり100ベクレル以下だった一般焼却炉での放射性物質の焼却は事故後8000ベクレルまでOKとなり燃やされています。8000ベクレル以上の放射性ゴミを減容化するた

め、仮設焼却炉が次々と建設され、環境影響評価も十分でないままに焼却されています。

子どもをターゲットにした新たな放射能安全神話、被曝への警戒心や健康不安への言葉を封じ込めています。事故当時18歳以下の子どもの小児甲狀腺癌は多発と認められていますが、原発事故との関連は考えにくいとして、必要な疫学調査や、詳細な健康診断がなされようとはしません。

子どもたちの健康被害に対する、制度化された予防措置もありません。私たちは心に大きな心配を抱えながら、それを口に出すことができない雰囲気になっていきます。

皆さんの起こされた裁判は、低線量被曝の健康被害についての、福島にとっても大変重要な裁判だと思えます。私は、事故の刑事責任を問う告訴を行ってききましたが、事故から5年経つてようやく刑事裁判が開かれることになりました。お互いに力を合わせて、核の脅威からあらゆる命を守るために共に闘っていきましょう。

「黒い雨」訴訟支援募金

郵便振替 01330-3-91477
原爆「黒い雨」訴訟を支援する会
ご入会もお待ちしています

を減容化するた